

# 用途地域のイメージ

## 第一種低層住居専用地域



低層住宅のための地域

小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅、小中学校等が建てられる

## 第二種低層住居専用地域



主に低層住宅のための地域

小中学校等のほか、150㎡までの一定の店舗等が建てられる

## 第一種中高層住居専用地域



中高層住宅のための地域

病院、大学、500㎡までの一定の店舗等が建てられる

## 第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅のための地域

病院、大学等のほか、1,500㎡までの一定の店舗や事務所等、必要な利便施設が建てられる

## 第一種住居地域



住居の環境を守るための地域

3,000㎡までの店舗、事務所、ホテル等は建てられる

## 第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域

店舗、事務所、ホテル、カラオケボックス等は建てられる

## 準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設等の立地と、

これと調和した住居の環境を保護するための地域

## 田園住居地域



農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域。

住宅に加え、農産物の直売所などが建てられる。

## 近隣商業地域



周辺の住民が日用品の買物等をするための地域

住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられる

## 商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店等が集まる地域

住宅や小規模の工場も建てられる

## 準工業地域



主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域

危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられる

## 工業地域



どんな工場でも建てられる地域

住宅や店舗は建てられるが、学校、病院、ホテル等は建てられない

## 工業専用地域



工場のための地域

どんな工場でも建てられるが、住宅、店舗、学校、病院、ホテル等は建てられない